

事 項	一戸建て住宅に付属する離れの取扱い	関 係 条 文 等	法第2条 令第1条
002-03			
<p>一戸建て住宅に付属する離れについて、次のすべてに該当する場合は、原則用途上不可分の関係にあるものとして取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 台所、便所、浴室のいずれか1つ以上を有していないこと。 2 母屋の床面積を超えないこと。 			
<p>〔考え方・解説〕</p> <p>この取扱いを満足する場合であっても、離れの間取りや形状が一戸建ての住宅として機能すると考えられる場合は、用途上可分と判断する。</p>			
〔備 考〕 (関連告示等)	2020.10作成		